

発明者をAIとする出願書類の方式上の適法性に関する事例

—AI発明者ダバス事件—

東京地判令和6年5月16日令和5年(行ウ)第5001号

早稲田大学名誉教授 木棚 照一

◆事案の概要

X(米国人、THALER, Stephen L)はフラクタル(fractal)理論を応用した幾何学的形状をした食器および緊急の場合に高度に人の注意を引く工夫・方法について、2018年10月17日・11月7日に欧州特許庁(EPO)へ特許出願し、その優先権を主張して2019年9月17日にWIPO国際事務局への国際出願を行った。2020年8月23日にこの出願は国際公開され(WO2020/079499)、発明者欄には「ダバス(DABUS)、本発明は、人工知能により自律的にされた」と記載されていた。

Xは2020年8月5日に、この国際出願に係る特許法184条の5第1項所定の書面提出手続きにおいて、発明者の氏名として「ダバス、本発明を自律的に発明した人工知能」と記載して特許庁長官に提出した。Y(特許庁長官)は2021年7月30日に、発明者として自然人の氏名を記載するよう、Xに対し本件国内書面の提出手続きに係る補正を命じた。しかし、Xは同年9月30日に、補正による応答は不要であるとする上申書を提出したため、Yは同年10月13日に、本件出願を却下する処分をした。Xがこれを不服として2022年1月17日に行政不服審査法による審査請求をしたところ、行政不服審査会は同年9月12日に、Yの主張を認め、本件審査請求は棄却すべきであるとする審査庁の判断は妥当である旨を答申し(令和4年度答申第38号)、10月12日にXの不服申立てを認めない旨の裁決をした。

Xは2023年3月27日に、特許法にいう「発明」はAI発明(判決文中に定義されていないが、AIの自律的創作物としての発明を意味するものと思われる)を含むものであり、AI発明に係る出願では、発明者の氏名は必要的記載事項ではないから、本件処分が違法であることなどを主張して、本件出願却

下処分の取り消しを求め、本件訴訟を東京地裁に提起した。争点となったのは、特許法にいう「発明」とは、自然人によるものに限られるかどうかである。Xは特許法2条1項の発明の定義規定、つまり「自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のものをいう」からみても、AI発明は否定されておらず、発明を自然人がしたものに限定していないこと、AI発明は特許法29条の定める産業上の利用可能性、新規性および進歩性の特許要件を充足できるから、特許要件の観点からも特許法上の保護対象から排除されていないこと、AI発明はTRIPs協定27条1項の保護対象であることなどを主張した。

それに対しYは、AI発明にも特許が付与されるべきであるとするXの主張は、現行法の解釈を超えた立法論といわざるを得ないこと、TRIPs協定27条1項がAIのように自然人でない者による成果物まで特許として保護すべきことを義務付けているとみるXの主張を一般的解釈とみる適切な根拠が見いだせず、複数のTRIPs協定加盟国において、AIを発明者とすることができないとする司法判断が示されていること、また、欧州特許条約(EPC)に関するEPO審判部の判決を根拠に発明者等の記載は必要的記載事項でないとする主張に対しては、Xの引用は想定反論への部分的賛意を述べた箇所をことさらに抜き出したものであり、わが国特許法の解釈において参照する価値に乏しいといわざるを得ないこと、を挙げて反論した。

◆判旨—請求棄却—

東京地裁民事第40部は2024年5月16日、次のように判決し、Xの請求を棄却した。

判旨1 知的財産基本法に「規定する『発明』とは、人間の創造的活動により生み出されるものの例示として定義されていることからすると」同法は「発明とは、自然人により生み出されるものと規定していると解するのが相当である」。

特許法36条1項1号と同条同項2号を対比すると、同条同項2号の発明者の「氏名とは、文字どおり、自然人の氏名をいうものであり、上記の規定は、発明者が自然人であることを当然の前提とするものといえる。……同法29条1項は、発明をした者は、その発明について特許を受けることができる旨規定している。そうすると、AIは、法人格を有するものではないから、上記にいう『発明をした者』は、特許を受ける権利の帰属主体にはなり得ないAIではなく、自然人をいうものと解するのが相当である」。

判旨2 「特許法に規定する『発明者』にAIが含まれると解した場合には、AI発明をしたAI又はAI発明のソースコードその他のソフトウェアに関する権利者、……又はこれを排他的に管理する者その他のAI発明に関係している者のうち、いずれの者を発明者とすべきかという点につき、およそ法令上の根拠を欠くことになる。のみならず、特許法29条2項が発明の進歩性の基準とする「自然人が想定されていた『当業者』という概念を、直ちにAIにも適用するのは相当ではない。さらに、AIの自律的創作能力と、自然人の創作能力の相違に鑑みると、AI発明に係る権利の存続期間は、……産業政策上の観点から、現行特許法による存続期間とは異なるものと制度設計する余地も、十分にあり得る」。

「このような観点からすれば、AI発明に係る制度設計は、AIがもたらす社会経済構造の変化を踏まえ、……その他のAI関連制度との調和にも照らし、体系的かつ合理的な仕組みの在り方を立法論として幅広く検討して決めることが、相応しい解決の在り方とみるのが相当である。グローバルな観点からみても、……各国の特許法にいう『発明者』に直ちにAIが含まれると解するに慎重な国が多いことは、当審提出に係る証拠及び弁論の全趣旨によれば、明らかである」

◆評釈—判旨1賛成、判旨2一部反対—

1. 本件判決の意義

本件判決は、AIの名称を発明者として記載した特許出願書面を提出することが、わが国において方式上適法な特許出願と認められるか否かが争われた事例に関する、最初の判決である。この判決によると、AIを発明者とするわが国における

特許出願は、自然人を発明者とするを当然の前提とするわが国の特許法において、方式上適法な特許出願といえないから、本件特許出願を却下した特許庁の判断は適法であることになる（判旨1）。他面では、AIの自律的発明として書面上AIを発明者とする特許出願については違法として却下され、特許が付与されないことになる。この点に関連して「AI発明の制度設計は、AIがもたらす社会経済構造の変化を踏まえ」「立法論として幅広く検討して決めることが相当である」とする（判旨2）。本件の争点に関する裁判所の判断は主として判旨1であり、判旨2は裁判所の法の解釈の限界を示して判旨1の副次的根拠としたものであるとみることができる。

ところで、AI関連発明と呼ばれるものは、次のような3種類の発明に区別できるといわれている^{*1}。①AI自体に関する発明、②AIを道具として利用した発明、③AIの自律的創作物としての発明——である。①は「AIコア発明」、②は特許庁のいう「AI適用発明」に当たる。③の自律的AI創作物は、AIの機能に関する自然人の関与の度合いを一層希釈化し、AIの自律的発明と観念することができる発明も理論的にみれば考えられる。しかし、具体的にAIの自律的発明が存在しているかどうかは定かではない。本件事案では、発明者の氏名をAIの名称とする出願を却下したYの判断が違法であるかどうか争点として争われており、この出願発明がAIの自律的発明に当たるか否かについては判断されていない。AI関連発明とされるものの多くは、①または②の発明であり、③の発明であるかどうかについては、今後具体的事例に即した慎重な検討が必要になる。

2. 「ダバス」を発明者とする特許出願を世界各国・地域で行った経緯および目的、各国・地域の対応

AIを発明者とする特許出願ができるとする意見は、現在では少数派であるが、これに賛成する見解も増えつつあるといわれている。知的財産専門の法律家とAI科学者1人が参加するArtificial Inventor Project（以下、AIPと略する）は、Xに依頼し、AIによって自律的に完成されたと主張するための実証実験用の発明の提供を受け、AIPが費用を支払うことで出願人には金銭的な負担がかからないようにしたうえで、発明者をAIの名称である「ダバス」とし、指定国を米国、英国、欧州、ドイツ、日本、南アフリカ、オーストラリア、韓国等とするPCT出願をWIPO国際事務局に対して行わせた^{*2}。AIPは、このPCT出願を指定国に国内移行する際も

費用を負担し、AI（ダバス）を発明者、出願人をXと記載して手続きさせている。

AIPがこのような特許出願を助力した目的は、AIの自律的発明の保護をめぐる議論を前進させようとすることにあった。AIPの構成メンバーであるRyan Abbott教授は、AIを発明者と認めるべきであるとする論文を公表していた^{*3}。この論文は、人間がAIに作業を命じ、最初の素材を与えるだけでは発明の着想といえないから、当該人間は発明者ではないとしている。そのうえで着想はAIによるものなので、AIの自律的発明と認めてAIを発明者とすべきであり、コンピュータ支配者（自律的発明を可能としたソフトウェアの所有者）が特許出願の権利を取得し、このコンピュータ支配者がソフトウェアの開発者および使用者との自由な合意によって権利関係を取り決めることができるものとする。もしAIを発明者と認めないとすれば、AIによる自律的創作物が開示されないおそれが生じ、社会的に有意義かつ有用なAIによる自律的な発明が公開されず、秘匿されることになり、AIによる有意義かつ有効な発明の促進を阻害しかねないと指摘する。そのうえで、特許庁についてはこの分野におけるガイドラインを定める必要が、議会については特許性の限界を見直す必要が、裁判所についてはコンピュータ発明が保護に値するものであるかどうかを判決で決定する必要があると述べる。こうすることによって、商業の安定性をもたらす、研究の公正を提供し、かつ、科学の発展を促進するであろう、とする。「ダバス」出願は、Abbott教授のこのような考えを各国における出願によって試すものともみることができる。

しかし、米国、欧州、英国をはじめ多くの欧米諸国、アジアではシンガポール、韓国と台湾でも、発明者を自然人としない特許出願は方式審査の対象とし、適法のものとして認められなかった。ただ、南アフリカにおいてのみ、2021年7月28日、司法的判断を受けたものではないが、特許庁によりAIを発明者とする特許が認められ、特許公報で公表されている^{*4}。これは、同国特許法が無審査主義を採っていること（南アフリカ共和国特許法42条、44条）、方式審査においてAIを発明者として記載する点が問題とされなかったことによるものとみることができる。

また、オーストラリア特許庁は2019年になされたAI特許出願について2021年2月に特許を認めない判断をしているけれども、メルボルンのオーストラリア連邦地裁は、2021年7月30日に、オーストラリアの特許法が発明者を自然人

であると明確に定義しておらず、発明者は動作主を指し、コンピュータのように人間以外が発明者になることを否定しておらず、AIを発明者とすることで、従業者発明に類似したものとみて出願人がその発明を受ける権利を取得した者と解すれば、特許性のあるAI発明の保護を否定すべき理由がないとした^{*5}。もっとも、この判決は連邦控訴審合議部において全員一致で破棄されている^{*6}。出願人は連邦最高裁への上訴の特別許可を請求したが、連邦最高裁はこの請求を認めなかった^{*7}。

このようにみれば、XがAIの自律的発明として発明者をAIとする特許出願を適法と主張する点（判旨1に関わる）については、表現に微妙な相違があるものの、大多数の国で認められていない。しかし、AIを発明者とすることに関し問題提起をして各国の特許庁にガイドラインの作成を求め、立法論を含めた検討を促すというAIPの目的は、後述のようにその後の各国における対応からみて、ある程度達成されているともいえるのではあるまいか。

3. AI関連発明の発明者に関する比較法的考察

本件判旨1は、たとえAIの自律的発明であったとしても、現行特許法が自然人によってなされた発明の保護を目的としているところから、発明者として自然人の氏名を記載しない限り方式上適法な特許出願とすることができないものとし、法人格を有しないAIを発明者とするの特許を受ける権利を出願人に帰属させることが困難になるとする。このように発明者として自然人の氏名を記載していない特許出願には補正を命じる必要があり、それにもかかわらず補正をしなかった場合には、特許庁はその特許出願を却下することになる。

本件は、AIPと称する団体が試験的に発明者をAIの名称である「ダバス」と記載して各指定国等でどのように判断するかを観察する事例であったことから、あえて発明者を自然人とする補正を行わなかった。しかし、通常の事例であれば、出願人として自然人の氏名を記載する補正を行うであろう。そもそもAIの自律的発明であるかどうかは、その発明に関わる当事者でなければ明確にすることができない部分が残される。本件発明については、出願人の研究実績、論文からみて、これらの発明は少なくともフラクタル理論を基礎として出願人によって創作されたものということができそうである。

AIの自律的発明と主張する場合でも、AIの発展段階を基礎として考えれば、現在のところ複数の人が関与しているの

が通常である。例えば、AIによる発明の創作には、複数の専門家による創造的な取り組みが必要になる。また、AIを訓練するためのデータを複数の人から入手する必要がある場合が少なくない。しかも、これらの専門家が同一の組織に所属しているとは限らない。それら複数の関与者のうち誰を発明者とするかについては、発明が創作される以前に参加者間に契約があれば、それによることが考えられる。しかし、関連する取り決めがなされていない場合には、発明の完成後に調整を要することが少なくない。このようなときにAIを発明者として記載することができれば、そうした調整の手間や工夫を省き、より迅速に特許出願が可能になる。

しかし、AIPの援助によって試験的に行われた「ダバス」出願は、日本においては、発明者としては「発明の特徴的部分について顕著な貢献があった」自然人を記載しなければならず、大多数の国においても類似の結果になった。本件判旨1によれば、本件発明がAIの自律的発明であったか否かなどの実態に関する判断に立ち入ることなく、AIを発明者とする特許出願は方式上違法であるとする結論になる。

米国特許庁は「ダバス」出願について発明者が特定されていないとする通知に対する取消請求を再考するように求めた申立てを2020年4月22日に却下している^{*8}。その理由として、米国特許法101条によると発明をした「誰でも (Whoever)」特許を受けられるとしていること、同法115条によると「彼または彼女自身 (himself or herself)」が発明者である旨の宣誓を求められており、発明者が自然人であるとみるのが素直な解釈であること、連邦巡回控訴裁判所 (CAFC) の判決および特許庁の審査基準からみて、着想が自然人の精神活動であることから州や法人の発明者性を否定しており、機械が創作したと主張する場合も、自然人による着想が必要であることが挙げられている。機械による技術革新の奨励、発明者でない自然人を発明者とすることの防止等の政策論は、こうした解釈を変更させるものではないとする。

このような米国特許庁の判断は、バージニア州の東部地区連邦地裁判決によっても支持されている^{*9}。CAFCも2022年8月5日に、自然人のみが発明者となり得るとの判断を維持する判決を下した^{*10}。CAFCは米国特許法100条(f)が発明者を「発明の主題を発明もしくは発見した個人、共同発明の場合は、個人ら」と定義しており、合衆国最高裁判所の従来の判例上も議会が他の意味を意図していた事実がない限り、通常は「個人」とは人間つまり自然人を意味すると指摘

した。Xは最高裁に対し、AIから創り出される発明の特許性が合衆国および世界中で極めて重要となることを理由として裁量上訴の請求を認めるよう求める文書を2023年3月17日に提出したが、最高裁はこれを受理しなかった^{*11}。

米国特許庁は、このような状況を踏まえて、2024年2月13日に「発明の過程でAIを利用した場合の発明者性に関する指針」を公表した。同年5月13日までに、その指針および具体例に関するパブリックコメントを募集し、そのコメントの結果を考慮して、その指針を改定する可能性があるといわれている^{*12}。

また、EPOも2020年1月27日に、「ダバス」出願を却下する決定をしている^{*13}。EPCにおいて発明者は自然人であり、それは起草者の考えと一致すること、発明者には発明者として記載される権利等が認められるが、AIには法人格が付与されていないからAIはこれらの権利を享有できないこと、AIは雇用されるのではなく保有されるものであり、特許を受ける権利を享有することができないから、AI保有者は特許を受ける権利をAIから承継できないこと、発明者の記載は方式要件であるから、特許要件とは別の問題であることがその理由とされている。

英国特許庁は2019年12月4日、「ダバス」出願をみなし取り下げとする旨の決定をした^{*14}。現行法上発明者は自然人であり、AIは発明者となり得ないこと、AI「ダバス」の保有による特許を受ける権利の取得は特許法で定められていないことから、みなし取り下げの判断に至ったと説明している。Xは、これを不服として高等法院特許裁判所に訴訟を提起したが、同裁判所は2020年9月21日、特許庁の決定を支持して、訴えを棄却した^{*15}。この判決によると、AI保有者が発明の現実の考案者に当たらず、発明者が存在しない可能性もあるという留保を付けたうえで、AI保有者が発明者になり得るとの主張を否定するものではないとする。英国の上告審裁判所は2023年12月20日の判決で、これらを不服とする上告を棄却している^{*16}。

ドイツ特許裁判所は2021年11月11日の決定において、ドイツ特許庁へ提出された書類がドイツ特許法6条、37条の要件を満たしていないとして却下する決定を支持した。Xはこれを不服として連邦裁判所に抗告した。ドイツ連邦裁判所は2024年6月11日の決定において、特許法37条1項の意味における発明者は自然人のみである、ハードウェアとソフトウェアからなるシステムをもつ機械は、たとえそれが機能的

に人工知能を行使することができるとしても発明者ということとはできない、この規律の意味における発明者は、特許法3条等の内容と同じ規律に基づいてその発明を創造した自然人と解される、としてドイツ特許庁の見解に賛成しながら、Xの予備的請求に、「ダバス」を共同発明者ではなく、Xが主張するような学説を見いだすのに役立つ手段にすぎないとする明確な記述があることに着目して、Xの主張を認める決定をした^{*17}。つまり、本発明をAIによる自律的発明ではなく出願人が発明者であることを認め、それゆえに出願の却下を正当化することができないとした。

4. 明確な方向性を示すガイドライン策定の必要性

Abbott教授の論文でも指摘されているように、各国の特許庁はAI関連発明に関するガイドラインの策定を目指すべきだと思われる。とりわけ発明者を自然人に限るという方向性を肯定するとすれば、AIの自律的発明を含めてAI関連発明を自然人の発明として特許出願する事例が増えてくるであろう。その場合にAI関連発明に関するガイドラインが重要な役割を果たすことが考えられる。このようなガイドラインを作成するにあたっては、属地主義を前提として各国の利害状況に基づく考慮も生じるであろうが、AI関連発明の保護に関する今後の国際的発展に鑑みると、できる限り外国と情報を交換し、その基準を極力統一することを目指すべきである。

米国特許庁は2024年2月13日に「AIに支援された発明についての発明者性に関する指針」を公表し^{*18}、審査官が発明者性を認定するための3つの要素、すなわち①発明者はそれぞれ発明の着想または実施化に関する何らかの重要な貢献をしなければいけない、②その貢献の大きさを評価する際に、各発明者はクレームに記載された発明に質的に少なからず貢献していなければならない、③各発明者は実際の発明者によく知られている概念または技術水準を説明するだけでは不十分である——を挙げている。

さらに、それらの判断をするための5つの指導原理として①自然人がAI支援発明を行う際にAIシステムを使用したとしてもその人の貢献が否定されるわけではない、②単に問題を認識したり、追求すべき一般的目標や研究計画を持っているだけでは、着想の段階に達していない、③発明を実施化するだけでは、発明者性を認めるほどの大きな貢献にはならない、④クレームの由来となる必須の構成要素を開発した自然人は、たとえその人がクレームの着想につながる諸活動の際

に、その場になかったかあるいはその活動に参加していなかったために、AIを使用して生み出される発明の発明者になるわけではないとしても、クレームの着想に重大な貢献があったとみなされることがあること、⑤AIシステムに関する知的支配を維持することを掲げている。

わが国においても特許庁審査第一部調整課審査基準室が2023年11月7日に「AI技術の進展を踏まえた発明の保護の在り方について」という文書を公開している。これによると、「創作過程におけるAIの利活用の拡大を見据え、進歩性等の特許審査実務上の課題やAIによる自律的発明の取扱いに関する課題について諸外国の状況も踏まえて整理・検討する」とされ、AI担当官を13人から38人に増員するなどの施策が講じられるとともに、その後も関連施策の検討が進められているようである。その場合にAIの自律的発明をどのように捉えるかが問題になる。本件のXは、発明の着想がAIによることを基準としているようであるが、発明行為をより広く捉えたうえで、発明の特徴的部分に関する顕著な貢献に着目する必要がある。発明や発明者の定義等が国によって必ずしも一致していないことに留意しつつ、AI関連発明における「発明の特徴的部分に創造的に関与する」ことの意義について、できる限り具体的に分かりやすい基準が設けられるべきであろう。

しかし、このような作業が近い将来AIの自律的発明を保護する立法作業に結び付くかといえ、必ずしもそうではないところがあるように思われる。そもそもAIの自律的発明が生じたとして、それを産業政策上特許法で保護すべきかどうかについて議論が分かれている^{*19}。判旨2は現行法を見直し、新たな立法によって解決することを期待するようみえる。しかし、このような立法が特許出願の氾濫を招き、特許法の産業政策上の保護をかえって阻害することも考えられるとする反対論もある。少なくともしばらくの間、不法行為法の特別法である不正競争防止法の範囲内で保護すれば足りるのではないとも考えられる。また、特許法で保護するとしても、特許の保護期間や発明の進歩性の基準をどのように規定するかなどについて誰もが賛成するような妥当な案を見いだすことが現状では難しいように思われる。このような状況からみれば、AIの自律的発明が現実生じているのに、その保護のための立法が成立していないことは、十分考えられるのではあるまいか。そうだとすれば、判旨2については後に述べるように疑問が残る。

5. 結論

判旨1は世界各国の大多数の行政先例や判例とほぼ一致した方向性を示しており、支持することができる。しかし、判旨2については、将来AIの自律的発明と認定できる事例が生じたとしても、立法論上の問題とし、方式上の要件だけを判断して特許を拒絶するというのであれば、いかにも硬直的な基準になるのではあるまいか。その主張に若干引きずられているといえないか。立法が想定していない事例について判断を求められる司法機関の態度として、検討すべき課題が残されるように思われる。

確かに現行法を機械的に反対解釈するとすればそのようになるであろう。また、ドイツ法における法治主義に基づき司法の役割を厳格に制限すべきであると捉えれば、そのような解釈の限界があることになると思われる。しかし、AIが自律的発明をする時代になっているのに、それを保護する立法がいまだ成立していない場合は、より柔軟に「法の支配」の観点から、立法上の空白部分を司法機関が埋めるような解釈が示されることが期待され得る。このようなときにも、立

法上の問題とみて司法上の判断を示すべきではないとするのであれば、司法機関に本来求められる役割を十分に果たさないことになるのではあるまいか。

もっとも、本件の「ダバス」出願については、AIPの活動のなかでいわば試験的にAIの自律的発明と主張して行われた出願であったことを考慮すれば、裁判所にそこまで配慮して判断することを期待するのは、無理があるというこの判旨の擁護論もあり得よう。知財高裁第2部も2025年1月30日の判決において本件東京地裁の判決を支持してXの控訴を棄却している（令和6年（行ス）第10006号）。しかし、立法との関係については、より慎重に解釈による解決の困難性と立法化の議論の必要性を指摘するにとどめている。

いずれにしても、AIの自律的発明の取り扱いについては最近議論となっている重要な問題だけに世界各国の特許庁のガイダンス、司法や立法の動向を注意深く観察し、できる限り同じような解決を導くことができるように、研究を深めてゆく必要があると思われる。

（きだな しょういち）

※1) 中山一郎「AI関連発明の発明者」パテント74巻11号（2021年）50頁以下参照。

※2) AIPの活動とその成果については、AIPのホームページ（<https://artificialinventor.com>）および中山・前掲パテント論文63頁を参照。

※3) Ryan Abbott, I Think, Therefore I Invent: Creative Computers and the Future of Patent Law, 37 Boston College L Rev.1079 (2016) .

※4) 中山・前掲パテント論文66頁注66参照。

※5) Thaler v. Commssioner of Patennt Office, [2021] FCA879

※6) [2022] FCAFC62 Commissioner of Patents

※7) Cf.Thaler v. Vidal, 143 S.Ct. 1783 (2024)

※8) USPTO, Decision on petion-In re Appl. No.16/524/356 (“DABUS”) (https://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/16524350_22apr2020.pdf)

※9) Thaler v. Hirschfeld, 2012 US Dist. LEXIS 167393 (ED. Va. 2021)

※10) Thaler v. Vidal, 43 F.4th 1207, 1213 (Fed.Cir.2022) cert denied, 143 S. Ct.1783 (2023)

※11) Thaler v. Vidal, 143 S.Ct. 1783 (2024)

※12) 中所昌司「発明の過程でAIを利用した場合の発明性に関する米国特許商標庁のガイダンス」AIPPI69巻7号

(2024年) 476頁以下、とりわけ485頁以下参照。河野英仁「AIを用いたAI支援発明に対する実務上の注意点」パテント77巻9号（2024年）17～31頁、とくに20頁以下参照。この点については、中山一郎「AIは発明者たり得るか？—解釈論及び立法論上の課題—」特許研究78号（2024年）7頁参照。

※13) EPO Grund for the EPO decision of 27 January 2020 on EP 275,163.<https://register.epo.org/application?documentId=E4B63D62191498&number=EP18275163&lng=>

※14) UKIPO Decision, BLO/741/19.04 December 2019 [2019], <https://www.ipo.gov.uk>

※15) Thaler v. The Comptreller-General of Patents, Designs and Trade Marks [2020] EWHC 2412 (Pat.)

※16) Cf. [2023] EWCA Civ.1374, pp.2～24

※17) BGH, 11.Juni 2024,X ZB 5/22, 補助的主張についてはS.14f. 参照。なお、このようなBGH判決のパラドックスを指摘する見解がある（Daria Kim, The Paradox of the DABUS Judgment of the Gerrman Federal Court, 71 GRUR Int. (2022) 1162）。

※18) 中所・前掲論文476～485頁。

※19) 例えば、中山・前掲特許研究論文23頁以下参照。